

Q 8 消防の広域再編にあたって、最も留意しなければならない問題にどのようなものが考えられますか。

「地方分権推進会議」においても「消防審議会」でも、「消防の広域化」について「市町村消防の原則」を維持しながら、消防の広域再編を進めるべきだとしています。住民に最も身近な基礎自治体（市町村）が、消防実施責任を担うべきであることはどの審議会も否定していません。

しかし、その基礎自治体の規模は、人口200人のところから100万・200万人の大都市まであります。山林が多く、広大な面積を有しているが人口密度が極めて低いところ、産業が集積し就業人口が多いところなど、さまざまな状況であることが単独での市町村消防の維持を難しくしています。

今回の消防の広域再編は、消防行政の効率的執行であり、小規模消防問題の解決の一つの手段に位置付けられています。「市町村消防の原則」を維持しながら、消防組織の再編を図ることはかなり難易度の高い問題なのです。

以下、再編にあたって留意すべき課題について触れておきます。

(1) 特別地方公共団体の職員の身分

まず1つ目は、現在の消防組織が地方自治法上の一部事務組合や広域連合といった特別地方公共団体である場合には、広域再編がその組織編成を変える際には、既存組織を解散し、新たな枠組みでの特別地方公共団体が設けられることとなります。つまり、現にある組織（一部事務組合等）の解散はあっても、統合再編の仕組みは現行の地方自治法上はないということとなります（同法第288・291条の10等）。そして、そこに働く職員は、何もしなければ当然に失職するということとなります。

全ての消防職員は、地方自治法（第1条の2）で定められている普通地方公共団体又は特別地方公共団体の「消防事務」に従事するために任命され、地方公務員法（第3条第1項及び2項）に定める一般職に該当する地方公務員であり、地方公務員法が全面的に適用（地公法第4条）されます。

地公法では、「職員はこの法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることはない（第27条第2項）」とその身分を保証しています。しかし、同法第28条第1項第4項では「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」により、職員の意に反し免職することができるとなっています。



「平成の大合併」に際しての合併特例法では、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない（第9条）」とされ、その身分の継続が保障されていました。しかし、このたびの消防組織の再編には、法的な担保はなく、衆・参両院の総務委員会附帯決議で「消防の広域化にあたり消防職員の削減につながることはないよう」とされているのみなのです。組合消防の組織再編は、既存組織を解散することであり、雇用を継続する組織自体がなくなるのですから、そこに働いていた職員は廃職することになります。新たな特別地方公共団体を設立する段階での規約に、一人の職員を欠くことなく「雇用を継続する」旨の文言が盛り込まれない限り、職員の身分の継続はないのです。



（２） 特別地方公共団体には住民はいない（広域化の手法）

2つ目の問題として注意しなければならないところは、一部事務組合の方式で新しい消防組織に再編される場合には、その特別地方公共団体を構成するのは市町村であって住民ではないということです。したがって、その団体に属する住民はおらず、地方自治法上でも一部事務組合には住民による直接請求に関する規定はありません。

また、当然に地方公共団体として議会は有しなければなりません、それぞれの構成市町村の議員が組合議会の議員になるとは限らず、管理者である首長や助役が議員になるような場合もあり、住民によるチェック機能が働かない仕組みであるということに留意する必要があります。

この住民によるチェック機能の点からみれば、「広域連合」制度には、有権者の1／3以上の署名を集めれば、規約や所掌事務の変更を求めることができる制度があり、住民の声を反映できる下地があります。

「広域連合」制度の特徴

- ① 広域連合には、市町村だけでなく、都道府県も参加できる。
- ② 広域連合の長には、構成団体に対しての**勧告権**を有している。
- ③ 広域連合には**直接請求**の道がある。（構成する市町村の有権者の1／3の署名）
- ④ 広域連合の長は、直接公選か**間接選挙**によって**選出**しなければならない。
- ⑤ 国・都道府県から直接に事務権限の委譲を受けることができる。

「広域連合」には以上のような特徴がありますが、あくまで行政事務を共同で処理する行政機構にとどまるものであり、財政基盤に端を発した小規模消防の問題が解決するわけではありません。広域再編された消防行政を執行するための組織が、長期的に持続し得る財源調達の仕組みをどう構築するかが大きな課題なのです。どのような意識を持った人が管理者(長)になって、どのような運営するかによって、結果は違ってくことに注意する必要があるでしょう。